平成25年度 第5回大阪府消費者保護審議会 議事録

- ■日 時 平成25年2月10日(金)午前10時から
- ■場 所 大阪府立労働センター6階 606
- ■出席委員 池田委員、小牧委員、鈴木委員、髙森委員、花田委員、山本委員、吉田委員、 大森委員、牧野委員、岡本委員、尾崎委員、中浜委員、中村委員、今井委員、 金谷委員、西田委員

(計16名)

■会議内容

○義永消費生活センター総括主査

では、定刻となりましたので、始めさせていただきたいと思います。ただいまから、平成25年度第5回大阪府消費者保護審議会総会を開催いたします。

本日は、ご多忙のところ、委員の皆様にお集まりいただき、ありがとうございます。 司会を務めます大阪府消費生活センターの義永でございます。どうぞよろしくお願いいた します。

また、本日は、議事録作成のために録音をさせていただきますことをご了承ください。 最初に配付資料の確認をさせていただきたいと存じます。

まず、本日の次第でございます。次に、委員名簿。次に、配席図でございます。一番上に、 大阪府知事印を押印いたしました大阪府消費者施策に関する基本的な計画(基本計画)の策 定について(諮問)というものを置かせていただいております。

続きまして、資料1、消費者保護条例の改正案でございます。資料2-1、大阪府消費者施策に関する基本計画の策定について(諮問)の写しと、その他の資料となっております。次に、資料3、基本計画検討部会設置について(案)でございます。次に、資料4、苦情審査委員会あっせん事案報告書でございます。資料5、平成26年度当初予算案でございます。

その他参考資料といたしまして、冊子にしておりますが、平成25年度大阪府消費者施策の概要でございます。次に、大阪府消費者保護条例の写しでございます。次に、大阪府消費者保護審議会規則の写しでございます。次に、府センターと大阪市消費者センターと共同で発行しております生活情報誌「くらしすと」秋号と、直近の今月発行しました冬号でございます。次に、消費生活センターがこの間発行しました高齢者消費者トラブル未然防止啓発のチラシでございます。次に、大阪府消費生活センターの平成25年度上半期消費生活相談の概要でございます。

以上でございます。お手元にございますでしょうか。ありがとうございます。

次に、委員出欠の状況報告でございます。会議の成立についてご報告させていただきます。 本審議会の委員総数は17名でございます。本日は16名の委員の皆様方にご出席をいただいて おりまして、審議会規則第5条第2項に定める2分の1以上のご出席をいただいております ので、会議が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

出席委員、事務局の委員紹介につきましては、配席図をもって紹介にかえさせていただきます。なお、大久保委員はご都合によりご欠席されますことをご報告申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、大江府民文化部長よりご挨拶を申し上げます。

○大江府民文化部長

皆様、おはようございます。大阪府の府民文化部長をしております大江と申します。どう ぞよろしくお願いいたします。

本日は、大変皆さんお忙しい中、またきょうはこの冬の中でも本当に寒い朝になりましたけれども、早朝からお集まりいただきまして本当にありがとうございます。また、日ごろから、大阪府の消費者行政の推進に関しましてご理解とご協力をいただいておりまして、この場をおかりいたしまして心からお礼を申し上げます。

消費者保護条例でございますけれども、答申いただきましたのが8月30日でございまして、ちょうどこのエル・おおさかで暑い夏の日にお集まりいただきましてご議論をいただいたのが、つい最近のことのように思うんですけれども、早いものでございましてもう冬になりまして、この条例改正につきましては、今月の24日に開会いたします大阪府議会におきまして、私どもこの消費者保護条例の改正を提案しており、ご審議をいただきました上で可決してもらえるように頑張っていきたいと考えているところでございます。本日は、これらの内容につきましてもご説明をさせていただきたいと思います。

また、本日は、新たに審議会に諮問をさせていただきたいと思っております。これは、前回の答申でも内容に盛り込んでいただきました消費者施策の基本計画の策定についてということでございます。この基本計画につきましては、府において今後の消費者施策を計画的に推進するための目標を定め、その目標を達成するために施策を計画的に実施することが必要であること、また定期的に施策の実施状況や成果を点検して必要に応じて実施するということで、より実効性のある消費者施策を実現することが可能であるというふうに考えております。ぜひ26年度中をめどに策定をしていきたいと大阪府としては考えているところでございます。改めましてこの審議会のほうに諮問をさせていただきまして、さまざまなご意見を頂戴したいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

ことし、昨年もそうでございましたけれども、大阪におきましても消費者をめぐるさまざまな事件、犯罪が起こりました。例えば、食に関する表示の偽装の問題というのが、残念ながらこの大阪から発祥してしまいまして全国に広がったということでございますが、大変残念なことだというふうに思っております。ただ私自身も、シバエビとバナメイエビの区別が全然つきませんで、そういう問題があるんだなということを改めて気づいたような次第でございます。

また、大阪では、以前はオレオレ詐欺が、大阪のおばちゃんは強いと言われていたんですけれども、最近では還付金詐欺というようなことが大変増えまして、お金を返してもらえるとなるとなかなか大阪のおばちゃんもちょっと弱いようでして、この還付金詐欺につきましては大阪ではたくさんの事件が起こってしまっており、消費者センターと申しますよりは警察のお世話にならなきゃいけないような大変大きな金額の被害が出るようなケースも出てるということでございまして、大阪のおばちゃんにもっとしっかりしてほしいなと心から思っているところでございます。大阪府のほうでも高齢者の消費者トラブル未然防止キャンペーンということで、この12月から1月にかけまして、吉本新喜劇のほうにご協力いただいて啓発キャンペーンなどを実施しているといった状況でございます。

そういった中で、消費者の方にしっかりと頑張ってもらいたい。しっかりと情報収集をしてもらってこういった事件が起こらないようにしてもらいたいということも念願いたしますので、ぜひとも今後の消費者基本計画につきまして、よりよいものをつくっていければなと心から念願をしております。

また、消費者教育、それから消費者啓発といった分野になりますと、身近なところの市町

村と一緒に取り組んでいかないと、なかなか実効が上がらないんじゃないかなと思っておりますので、この審議会の成果を市町村にも共有してもらえるように取り組んでいきたいと考えているところでございます。

それでは、委員の皆様には本当にご多忙の方ばかりですけれども、大阪府の消費者行政に関しましてさまざまなご意見を頂戴いたしまして今後ともご協力いただきたいと思っておりますので、まず開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○義永消費生活センター総括主査

では初めに、大阪府知事より、大阪府消費者保護審議会に大阪府消費者施策に関する基本的な計画(基本計画)の策定について、諮問書をお渡しいたします。本日は、大阪府知事代理としまして、大江府民文化部長から池田会長へお渡しさせていただきたいと存じます。

〇大江府民文化部長

それでは、大阪府消費者施策に関する基本的な計画の策定につきまして、貴審議会に諮問いたします。よろしくお願いいたします。

〇義永消費生活センター総括主査

では、議事の進行を池田会長にお願いすることといたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

〇池田会長

ただいま知事からの諮問を部長より頂戴いたしました。これよりお手元の次第記載のとおり、本日の議事を進めていきたいと思います。ご協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。

まずは、議題としまして、府の消費者施策に関する基本的な計画の策定についてお諮りを するということになりますが、事務局から説明を頂戴いたします。

〇神山消費生活センター課長補佐

大阪府消費生活センターの神山と申します。よろしくお願いいたします。

ただいま会長のほうから計画についてということでしたが、まず資料1の条例改正について説明させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

資料 1 をごらんいただけますでしょうか。左半分につきましては条例改正の背景、それと 部会等で検討いただきました検討経過を記載させていただいております。右半分、3、大阪 府消費者保護条例改正案の概要の部分をご説明させていただきます。

まず、3(1)でございます。

「買取型消費者取引」への対応ということで、答申でもご意見をいただいておりますとおりでございます。まず、事業者が消費者との間で行う物品及び権利の購入又は交換についても権利の明確化ということで、条例第2条の基本理念部分で消費者の権利を記載している部分がございます。この部分に消費者が物品等を売る場合についても権利を有していることを明確化することにしております。

2つ目の〇でございます。買取型の消費者取引につきましても、不当な取引行為の対象に するため現行条例の第16条に、文言としましては、「物品及び権利の購入又は交換」が対象 になるという規定を設けることにしております。あわせて事業者の責任の明確化、苦情の処理のあっせん等、審議会のあっせんも含めて買取型取引についても対象にするということを明確化させていただくことにしております。

2つ目でございます。

消費者教育の推進ということで、これもご意見をいただいたとおりに、消費者教育に関する規定の章を新たに設ける予定にしております。

3つ目でございます。

苦情審査委員会のあっせん・調停の公表等ですが、まず1つ目の〇でございますが、審議会で行いましたあっせん・調停の結果についての公表規定、今までは府民への情報提供という項目に基づいておりましたが、このあっせんの規定の部分に公表規定を新たに設けるということにさせていただいております。あわせて、今まで調停時のみに当時者の出席を求めることができるとしておりましたが、あっせんについても出席を求めることができる旨を規定することにしております。

4番目でございます。自主行動基準届出時の対応でございます。

これにつきましては、答申では、届出があった場合に不当な取引行為等が行われている場合には勧告できるようにするべきではないかというご意見をいただいておりましたが、法規担当等と詰めた結果、不当な取引行為をやっていれば届出があるなしにかかわらず、16条の不当な取引行為に基づき、勧告や指導等ができるという規定が既にございます。今の規定の内容では、届出があった時点で、届出の内容そのものが問題なければ、自動的に公表しなければいけないという規定になっておりますので、その点につきまして、届出があった時点で、不当な取引行為をやっている場合には公表しないことができるという規定を設けさせていただくことにしました。あわせて必要であれば、不当な取引行為の対象として指導等を行うことになると考えております。

5番目でございます。

5番目につきましては、先ほど大阪府のほうから諮問をさせていただきました基本計画に関する規定、これを設けさせていただくことにしております。これにつきましても最終案のほうがまだ固まっていないのですが、章立てをする形で第2章として基本計画という項目を設けさせていただく予定にしております。

6番目でございます。

表題で改正を要しないと判断したものという内容になっておりますが、消費者安全法における多数消費者財産被害の関係ですが、当初、消費者事故の規定の中に設けることとしておりましたが、法規担当等との調整により、事故防止、被害防止の項目につきましては法令に規定するものを除くという規定になっており、消費者安全法が、すき間事案に関するものは基本的に全て拾っているという形になっております。

それ以外で具体的に今の時点では想定ができないということがございまして、今回については見送らせていただこうと、ただ大阪府は消費者安全法に基づく多数消費者被害につきましては調査権等を持っておりますので、必要であればそれに基づいて対応させていただきたいと思っております。

大きな概要としましては以上でございます。

その他、条例の施行日でございます。条例の施行日につきましては、原則4月1日と考えておりますが、不当な取引行為の禁止で新たに買い取りの取引を加えることと、自主行動基準を公表しないことができる規定につきましては、府民、事業者への周知期間を設けるということを考えまして、7月1日の施行にさせていただく予定にしております。

5番目、計画につきましては先ほどから話をさせていただいておりますとおり、26年度中の策定を目指しまして審議会でもご検討をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

〇池田会長

ありがとうございます。昨年大変お世話になりました関係の答申に沿う形で条例改正案の作業が始まり、いよいよ府議会のほうに提出されるというような段階に来ております。議題というよりも、その後のアフターフォローも含めた形での報告というような趣旨でございますが、ご質問はございますでしょうか。

よろしゅうございますか。もしまた何かありましたら、改めて後ほどまた時間をとれれば と思っております。

それでは、先に進みたいと思います。お手元次第の(2)、大阪府消費者施策に関する基本的な計画(基本計画)の策定についてということで、先ほど資料をいただいたところでございます。これは議題の(3)でございますが、基本計画策定検討部会の設置、これも関連がございます。この2と3あわせまして、まずは事務局からご説明を頂戴いたします。お願いたします。

〇向井消費生活センター課長補佐

失礼いたします。大阪府消費生活センター、向井でございます。

それでは、資料2と資料3に基づきまして説明をさせていただきます。

まず、資料2 - 1をごらんください。

大阪府消費者基本計画(仮称)としております。こちらの策定に向けてということで資料をまとめています。上には、国おける消費者行政と府における消費者施策、これまでの主な経過についてまとめております。その下には、ただいま資料1でご説明いたしましたとおり消費者保護条例改正案ということで、このうちの5番目、消費者施策に関する基本的な計画の策定でございます。本日審議会に諮問をさせていただきましたとおり、大阪府では昨年8月に審議会からいただきました答申により消費者施策に関する基本的な計画を策定することとしております。これにつきましては、以下基本計画と申します。

この基本計画の策定に向けてのスケジュールですが、平成26年度中の策定を予定しております。このため本日の審議会を含めまして3回ほどご審議いただき、基本計画に定めるべき内容等につきまして8月中を目途に答申をいただきたいと考えています。スケジュール(案)につきましては、資料2-1、下のほうに書かせていただいております。こちらで、第1回、第2回と部会の名前が入っていますが、これにつきましては議題3のところで詳しくご説明差し上げます。この上で、いただきましたご意見を踏まえまして、事務局において計画案を作成し、府民のご意見を反映した最終案を2月ごろを目途にお諮りし、来年3月末には基本計画として作成したいと考えています。

それでは、資料2-2をごらんください。

基本計画の骨子(案)でございます。今後ご議論をいただく上でのたたき台といたしまして、事務局で作成いたしました。

1枚目は基本計画の全体像を記載したものでございます。第1章から第6章までの構成と しております。それぞれの章ごとに書き込もうとする内容についてですが、2枚目以降、下 にページ数を打ったものをごらんください。 1ページをご覧ください。

第1章、計画策定の基本的な考え方ですが、1として当計画案の趣旨、2番目に計画の位置づけ、3番目に計画の期間を記載しています。

2の計画の位置付けですが、基本計画は、条例の基本理念である消費者の権利の尊重及びその自立の支援に基づき、本府の消費者施策の方向性を定めるとともに、上位計画として2025年を見据えた総合計画「将来ビジョン・大阪」における「子どもからお年寄りまでだれもが安全・安心ナンバー1 大阪」の中の「地域でいきいき戦略」の個別基本計画として位置づけたいと考えております。また、消費者教育の推進に関する法律の施行に伴いまして、同法に基づく大阪府消費者教育推進計画を本計画の中に盛り込みたい考えています。

計画の期間でございますが、平成27年度から31年度までの5年間と考えております。ただし社会経済環境の変化に対応するため、必要に応じ、見直していきたいと思います。

2ページをご覧ください。

第2章には、消費生活をめぐる現状と課題として、1、消費者を取り巻く環境の変化、2、本府における消費者行政の状況で、現状と課題を明らかにしてまいりたいと思っております。 第3章では、消費者施策の基本的な方針として、1、行政・事業者・消費者の責務、役割を、 2で府の施策の基本的な方針を記載してまいりたいと考えております。

3ページをご覧ください。

第4章では、総合的、計画的に講ずべき施策の目標と取り組みとして、本計画が目指す社会の実現に向けた基本目標 I から皿を掲げ、本府における消費者施策の体系的、計画的な実施のための各種施策の目標と取り組みを掲げてまいりたいと考えております。

基本目標 I は、消費者の権利の尊重として、1、消費者の安心・安全の確保、2、消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保、3、物価安定対策。基本目標 II では、消費者の自立への支援として、1で救済制度周知や事故等情報提供といった消費者への情報発信、2として高齢者・障がい者等生活弱者への支援、3として高度情報通信社会への対応、4、環境に配慮した消費生活の推進、5として消費者教育に関する計画的な施策の推進としております。この5番の消費者教育に関する計画的な施策の推進でございますが、消費者教育の推進に関する法律第10条の規定に基づく大阪府消費者教育推進計画として記載していきたいと考えています。

以下、6ページ上段まで、大阪府消費者教育推進計画の骨子(案)について記載しています。

6ページをご覧ください。

基本目標Ⅲでは、消費者被害の防止・救済としまして、消費生活相談体制の充実・強化、 消費者問題の早期解決支援、高齢者等の被害防止・見守り体制の強化、そして悪質事業者に 対する指導等の強化を記載してまいりたいと考えています。

第5章は、関係機関、団体との連携強化として、1番目に国、他の都道府県、市町村との連携を、そして2番目には消費者団体、事業者団体との連携を、3番目に弁護士会、司法書士会等の連携を、4番目には関係者の意見の消費者施策への反映と透明性の確保について記載したいと考えています。

第6章では、計画の推進体制と進行管理について記載してまいります。1番としては進行体制、2番に進行管理についてですが、毎年度、この進行管理につきましては基本計画に関する進捗状況等について検証を行い、検証結果を大阪府消費者保護審議会に報告することとなります。本日お手元にお配りしております緑色の冊子、「大阪府消費者施策の概要」ですが、そちらを毎年作成いたしましてご報告したいと考えています。

基本計画の骨子案としましては以上でございますが、これをたたき台としまして盛り込むべき内容等につきましてご意見等を頂戴していきたいと考えております。

引き続き、議題3の基本計画策定検討部会の設置についご説明申し上げます。資料3をご覧ください。

本日、参考資料としてお配りしております大阪府消費者保護審議会規則第18条 1 項、これにつきましては、資料3の下にも参考として入れさせていただいておりますが、「審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。」と規定しています。これに基づきまして、基本計画策定に当たり計画に盛り込むべき基本的な方針や計画に定めるべき内容等につき、詳細に検討していただく場として基本計画策定検討部会設置についてご検討いただきたいと考えております。

1番には、部会設置の目的を書かせていただいております。期間は平成26年2月本日から、 平成26年8月まで、計4回程度開催させていただきたいと考えています。

ご審議いただく予定の事項につきましては以下のとおりですが、まず府民を取り巻く現状の分析と、府消費者行政の取り組みに関する評価について。次に、大阪府消費者基本計画 (仮称)の基本的な考え方について。大阪府消費者基本計画に定めるべき内容等について。計画内に定める消費者教育推進計画についてでございます。以下のとおりでございますが、これ以外でも必要な事項につきましてはご審議をお願いしたいと考えております。

部会の構成ですが、部会の運営上、本審議会委員及び部会長が必要と認める者7名程度と したいと考えています。

資料2、資料3につきましては、以上です。

〇池田会長

事務局より説明をいただいたとおりですが、これにつきまして委員の皆様、ご質問、ご意 見等を賜りたいと思います。いかがでしょうか。

昨年の答申の内容に沿う形で、かなり府の消費者行政機能強化に向けた動きが、非常に委員の皆様方のおかげで、力強い方向性が出てきていると認めておりますが。ご質問、ご意見よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

〇小牧委員

小牧です。いよいよ基本計画が策定の見通しが出てまいりまして、条例改正を審議してき た者として非常にうれしく思っております。

1点質問ですけれども、基本計画を立てて、どうやってその後施策が進んでいくのかを見るに当たりまして、何か具体的に数値目標を考えられるのかわかりませんけれど、そういったものをつくって、何年までにこういう見通しで、今年度はこの程度まで達成しましたというようなものをつけるのかどうかというのは、今のところいかがなものでしょうか。

〇池田会長

最終的には部会の設置をお認めいただければ、その部会の中でその点も含めて審議をさせていただくということになろうかと思いますが、多分いろんなやり方はあると思いますので、今、小牧委員からいただいた意見も一つの参考にさせていただければと思いますが、事務局のほうで何かございますでしょうか。

〇向井消費生活センター課長補佐

特に消費者行政につきましては私どもも数値目標を立てるのが非常に難しいというところがございまして、被害額が減ったからいいのか、相談件数が増えたからいいのか、それとも減ったのがいいのか、非常に苦慮しているところがございます。この後、部会設置していただきました折には、このあたりにつきましてもご意見をいただきたいと考えています。よろしくお願いいたします。

〇池田会長

そのほかのご意見、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

〇大森委員

お尋ねをしておきたいと思うのですけれども、今のご報告の内容によると、消費者教育の 推進計画もこの部会の中で、同じメンバーで一緒に議論をするということで、教育推進計画 を盛り込んだ全体の基本計画、全部の中間取りまとめを7月までに議論してしまおうという ご提案なのかなと思うんですが、そういうことなのかどうかというのを教えていただきたい のと、正直非常にタイトで、それで本当に十分な議論ができるんだろうかというのは、正直 今のところ疑問に思うところがあります。

消費者教育の推進計画については、昨年の審議会答申の中で部会をつくって、今度は審議会委員以外の関係者についても必要な事項については外部委員という名称でしたか、というような形で参加していただいて議論をしていただくというようなことが、審議会の答申の中で盛り込まれていたと思います。それも含めて7名程度ということだろうと思うのですけども、今の段階でこういう分野の方をということで考えておられる方がいれば、事務局の考え方を教えてほしいというところが、2つ目です。3つ目が、そこで議論される消費者教育推進計画の部分を議論される人たちは、推進法に言うところの協議会に当たるものとしてつくられるのか。そうではなくて、とりあえず一旦計画をつくるメンバーがそれで、協議会は、また別につくるということになるのか。そのあたりがどういう形を考えておられるのかというのを教えていただけますか。質問は3点です。

〇池田会長

最初に申し上げておきたいんですが、大森委員から今ご指摘いただいた意見につきましては、後ほどの審議の中で部会設置を認めていただければ、部会の中で、そのあたりについて 十分な形の意見交換をしながら内容を詰めていきたいと思います。

ということで、全くそういう意味では白紙の状態なので、今の段階で予断を持って、ああする、こうするということではないのですが、方向性として、多分事務局は事務局なりにこういうような方向というようなことで、資料の2 - 1の極めてタイトなスケジュールではありますけれども、昨年の私どもの答申の中で平成26年度を目途にというようなことで出したのに対応するということで、この経緯を酌んでいただいて、こういう形のスケジュールをつくっていただいているということもございますので、私としてはそのように受けとめているということを申し上げた上で、事務局のほうとして何かございましたらよろしくお願いいたします。

〇田中消費生活センター所長

まず、1点目のスケジュールの件につきましては、9月の審議会のときに、できれば昨年内に審議会を開かせていただいて部会を設置して議論させていただきたかったのですが、先ほどの部長のご挨拶にもありましたように、食材偽装の件でいろいろばたばたし、予算の関係もまた補正があるということになりまして、そんな言いわけをして申しわけないのですが、この時期になってしまったことをまずお詫びしなければなりません。

スケジュールにつきましては、確かにタイトではございますが、消費者教育推進計画を含めた基本計画をこの部会、今想定では4回でございますけども、とりあえず取りまとめていただきたいなと、その上で議会とか、それからパブコメでいろいろ議論がありましたら、また必要に応じまして審議会を開き、対応していかせていただきたいと思っております。

それから、2点目。外部委員につきましては、今私どもで考えているのは、大阪府の金融 広報委員会というのがございまして、これが日銀の大阪支店さんが事務局をやっていただい ているのですが、金銭・金融教育を中心にやっておられまして、毎年小中高 1 校ずつ指定し て金銭教育をやっておられるという。金融庁からも、各都道府県で消費者教育のそういう委 員会ができる場合には協力させてほしいという申し入れもございましたので、よい機会です ので、これは委員の皆様方のご意見が優先でございますけれども、そういうところを考えて おります。

それから、部会の委員構成ですが、学識経験者、特に消費者教育とか環境教育といったものにお詳しい方、それから消費者代表で出ておられる方々、それから事業者代表で出ておられる方々、それらと外部の方を含めてやらせていただこうと思っております。消費者教育の推進に関する法律にある地域協議会につきましては、私どもは別途つくるのではなくて、この審議会そのものが地域協議会の構成を反映できているものだと思っておりますので、改めて協議会をつくってやる予定は事務局としては今のところございません。

〇池田会長

以上でございます。

そのほか、ご意見ございますでしょうか。はい、どうぞ。

〇岡本委員

今、所長のほうから外部委員についてご説明ありましたけれども、ここで見ますと、やは り幼児からということであれば当然学校教育というようなところにも消費者教育はかかわっ てくるかと思います。そこで、教育委員会というような方もこの中に交えての部会というこ とは、今後考えておられないのでしょうか。

〇向井消費生活センター課長補佐

教育委員会とは、話を進めさせていただいております。ただ、今回部会の委員という形では教育委員会が入ってくることはございません。これから施策を進めて固めてまいりますので、私ども事務局で、大阪府の各施策を行っておりますところとの連絡をやってまいります。 その中には教育委員会から参画があるということについては確認いたしております。

〇池田会長

そのほかご意見、どうぞ。

〇高森委員

資料の2のところですけれども、1ページの計画の位置付けのところに、この計画は上位計画である2025年を見据えた総合計画である「将来ビジョン・大阪」における「子どもからお年寄りまで だれもが安全・安心ナンバー1 大阪」の中の「地域でいきいき戦略」の個別基本計画として位置付けますと書いてありますが、これはもう前提として定まっているのですかという点と、この上位計画の中の並立的な他の個別基本計画というものがあれば教えてください。

〇向井消費生活センター課長補佐

申しわけございません。きょう資料をお持ちするのを失念しておりまして、これにつきましては、また改めまして、皆様方に見ていただけるような形で資料のほうを配らせていただきたいと思っております。

あと、個別の基本計画として位置付けをすることを考えていますが、これにつきましても、 ご説明を差し上げた上で部会でも考えをたたいていただければというふうに考えています。

〇大江府民文化部長

府では、計画を作るときには各部局ばらばらでやっていてはだめですよということが、かなり庁内で指示がありまして、まず大阪府の全体を捉まえております「将来ビジョン・大阪」というのがあるんですけれども、これはそれほどすごいページ数のものではないのですけれども、これに基づいて、各部局がそれぞれのテーマについて計画を作ったり施策を推進したりしてくださいよということになっておりますので、この消費者行政につきましても「将来ビジョン・大阪」の中のどこかにしっかりと位置付けをして、そのもとでいわば全庁的に齟齬なく進めますよという位置付けをさせていただきたいということでございます。ですから、府庁の中のあらゆる計画がこの「将来ビジョン」のもとにぶら下がっているというような体系にさせていただいております。

ですので、環境問題であったり、それから交通計画であったり、特区であったり、全てこの「将来ビジョン」が一番上にありますという考え方になっておりますのでよろしくお願いいたします。

〇池田会長

大阪府としては初めての基本計画策定ということになります。当然、先行する自治体もございますのでそのあたりも十分情報収集しながら、遺漏のない形で作業が進めばと願っているところです。

さらに、ご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、この件についてはこの程度ということにさせていただければと思いますが、先ほどから事務局の説明の中にもございましたように、この基本計画の策定に関係します検討部会、資料の3でございますが、たたき台ということでイメージとして落とし込んだものとご理解いただければと思いますが、このような形で部会の設置について、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」)

それでは、特にご異論もないということで、基本計画策定検討部会を当審議会で設置するということで決めさせていただきたいと思います。

それでは、その次に、検討部会の委員につきましては、審議会規則の18条の第2項の規定がございまして、部会に属する委員を会長が指名するということになっています。先ほど種々ご意見等を承ったところを踏まえて対応するということで、前回諮問に応じた際にも私のほうで部会長を引き受けた経緯もございますので、今回の部会長も、規則18条の3項でございますが、私のほうで引き続き担当するということにさせていただきたいと思います。そして、その部会の委員につきましては、外部委員のご指摘もございましたけれども、会長への一任ということでお願いできればと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」)

ありがとうございます。ご異論がないということで、そのようにさせていただきます。 その上でまた後日、事務局を通じまして皆様方のほうにお知らせをさせていただきたいと 思います。ありがとうございます。

それでは、その次、議題の4になります。 (4) でございますが、消費生活苦情審査委員会あっせん事案がございましたので、この点について審議会に報告をさせていただきたいと思います。

本件につきましては、いつも大変お世話になっております吉田委員と、それから審査会の 規則第3条に基づきまして、臨時委員として大阪弁護士会から推薦いただきました弁護士さ んに関与いただき、あっせんを担当いただきました。非常にうまくいったケースだと思って おります。

つきましては、まず概要の報告につきまして、ご尽力いただきました吉田委員からご報告 をお願いいたします。よろしくどうぞ。

〇吉田委員

吉田でございます。私ともう1名の委員さんと2人でこのあっせんを担当させていただきました。事案は資料にも記載していますが、結婚紹介サービス業者さんの事案です。お客さんとのトラブルで、お客さんのほうは60代の男性でした。

紛争の概要というところを見ていただきたいのですが、この方は、新聞広告だと思いますが、業者さんの広告を見て無料相談会に行こうということで、去年の4月初旬に広告を見て、予約を入れて、4月7日に営業所に行かれました。無料相談会ですけれど、具体的に紹介を受けるためには仮登録をしてもらわないと紹介はできないですということを言われて、この人はそんなにお金をたくさん持っていっていなかったので、仮登録料は3万なんですが、5,000円だけ払って仮登録というのを申し込まれました。

仮登録契約を申し込まれたのですが、3万円のうち5,000円だけ払ったということなので、そのときには概要書面は交付されておりません。仮登録をすれば紹介は受けられると、自分のプロフィールも女性のお客さんに見てもらえるということになるわけですけども、自分のプロフィールをつくってもらうために写真を業者さんに撮ってもらうということになり、4月13日に正装して業者さんの営業所に行かれました。そこで写真を撮られたのですけれど、その際、業者さんから複数の女性のプロフィールを見せてもらい、中でちょっと気に入られた方がおられて、紹介を受けられた女性の釣書を家に送ってほしいと、多分プロフィールといっても写真と名前程度の簡単なものしかなかったと思うのですけれど、釣書を送ってくれ

ということを言われたんです。

釣書を送るという、そういうことを話ししたということは業者さんとお客さんのほうで言い分に食い違いはないのですが、結果として自宅に釣書は送ってもらっていないのです。これについてはお客さんのほうは、釣書を送るためには本登録してもらわないと送れませんということを業者から言われたというふうにおっしゃっていました。業者さんのほうは、いやいや、釣書みたいなプライバシー性の高いものを、そもそも送るようなことは制度としてありませんというお答えをこのあっせん委員会の場ではおっしゃっていました。

そういういきさつがあって、消費者の方は、じゃ釣書を送ってもらうためにはしゃあないと、本登録しましょうということで、もう一回店のほうに行かれて入会申込書にサインされましたが、入会金は26万4,000円も要るので、そのうちの5,000円だけ現金で払って本登録の申し込みをされたという経過があります。そのときも業者さんは、概要書面の交付はしていないという実情がありました。

その後、ここには書いてないのですが、このお客さんは友達に相談したそうです。実は結婚紹介業のほうで申し込みをしたと、釣書を送ってもらうためには本登録せなあかんと言われて契約したと言ったら、友達のほうが、それは、余り先走り過ぎじゃないかと、やめといたほうがいいということを言われたので、5月2日の日にやめますという、クーリングオフの書面を出されたという経過があります。

消費者のほうとしては、クーリングオフしたから全部お金返してもらえると思っていたのですけども、業者さんのほうは、仮登録というのと本登録というのは別の契約ですと、本登録については確かにクーリングオフ期間なので5,000円は返します、しかし仮登録契約について入金された3万については、もうクーリングオフ期間を過ぎているので返しませんということになって、お客さんのほうは、地元の消費者センターに行かれて相談されたと、センターのほうはご尽力されて、一生懸命業者さんのほうを説得されたんですけれども、事業者のほうも顧問弁護士に相談したら、仮登録と本登録は別やし、クーリングオフ期間過ぎているので3万円は返しません、5,000円だけしか返しませんということに終始されたので、本委員会のほうに苦情の申し出をされたということです。

次のページをめくっていただいて、当事者の主張というところです。これを見ていただいたらいいのですが、消費者側の言い分は、仮登録と本登録契約は一つのものじゃないかと、概要書面の交付もない、だからクーリングオフによって全部お金返してくださいというのが消費者側の言い分です。業者さんは、先ほど申し上げたように仮登録は4月7日に契約したから、クーリングオフ期間も過ぎているから出来ませんという話です。5,000円だけは返しますというのが業者さんの言い分、ここでもそうでした。

審議会のほうは2回開きました。1番最後のページを見ていただいたらいいのですが、25年の10月30日に第1回目で、双方から事情聴取しております。第2回目は11月21日、この日にあっせん成立したわけですけれど、11月14日というのは第1回目のあっせんの聴取を踏まえて、委員のほうで合議をして業者さん側にいろいろ質問なり書面の提出をお願いしたことに関して、11月14日に業者さんのほうからその回答をいただいたという経過があって、11月14日の業者さん側の回答と資料提出を踏まえて、21日に我々は具体的にあっせん案を提示して臨んだという経過がございます。

結局、最終的に成立した和解案というのは、第4の3のところです。我々は、契約は一体であるという見解のもとに業者さんのほうを説得いたしました。業者さんのほうは、2回目は顧問弁護士の方も来られて、契約が一体であるとか、クーリングオフが仮登録契約に及ぶということについて、法律の理屈として、会社としては正面切っては認められない。しかし、

今回概要書面の交付もないということとか、契約書にわかりにくさがあるということもあるので、3万5,000円全部返金に応じますということを言っていただいて和解は成立いたしました。

和解書の内容が4の3のほうに書いてあるところです。これは、YはXに対して、X・Y間の結婚相手紹介サービス等に関する2契約について、支払い済みの3万5,000円を返還する義務を負う。12月20日限り、変換して支払うということ、これは返還済みであります。双方何ら債権債務なしと。

4番目、両者間の間には第三者に開示しないということ、これは先ほどの苦情審のほうでもご質問が出たのですが、事業者さんのほうからの強い希望でして、恐らくたくさんこういう方がいらっしゃるのだと思います。一遍に本登録というと、本契約のための登録料と入会金で30万ぐらいのお金がかかってしまうということで、仮登録を経て本登録をされる方は多いんだと思うのです。そういう方で同じようなトラブルを抱えているお客さんについて、言い回ってもらったら困るというような事情があったのだと思いますけれど、これは強い希望で当事者間では開示しない、第三者に開示しないということを入れてくださいという申し出がありました。ただし、苦情審のあっせん委員会としては、当時者では約束してもらうと、また、審議会のほうでは当事者を特定しない形にはきちんとしますと、しかしホームページには当事者を特定しない形では、内容について、公表しますよということは申し上げて、弁護士さんからも了解は得ております。

報告にあたってのコメントという第5で、書いているのですが、結局この契約は仮登録と本登録ということが分かれているのですが、お客さんとすれば仮登録から本登録に進む方がいらっしゃいます。たくさんいらっしゃると思うのですが、いきなり本登録される方もいらっしゃるんです。契約書は、それなら仮登録から本登録に進む方といきなり本登録される方について、入会申込書というか、そういうのを分けていたのかというと、本登録についての入会申込書は同じものを使っていました。区別していませんでしたということでした。

それから、本登録と仮登録の違いは何かということですけれど、仮登録でも相手のプロフィールは見れるうえ、紹介も受けられる。自分のプロフィールも女性の側に見てもらえるということで紹介は受けられると、ただし交際を始める、あるいはパーティーに出席するというのは本登録しないとだめということらしいです。しかし、実際に誰か気に入って、交際なりしようと思ったら、その段階で本登録したらいいのですが、この方は先ほど申しましたように釣書を送ってもらうために自分は本登録したと、そこの点については、業者さんは認めていませんけど。

そのような状況で、仮登録から間もなく本登録の申し込みをされている、しかも先ほど申しましたように契約書に全然区別がありません。本契約の申込書に登録料という欄があるのですが、そこも登録料は3万円です。結局、仮登録料として払っているお金がそのまま横滑りになってきて、この本登録契約書では登録料3万円は支払い済みということが記載されていました。そうなりますと、概要書面の交付もないということをあわせて考えると、この両契約は一体であって、本契約のクーリングオフが成立するということについては業者さんも認めておられます。本契約のクーリングオフが成立したなら、本契約書に書いてある登録料3万円済みというのも、やっぱりこれは返さないといけないのでは、ということで業者さんのほうには納得いただいたという結論でございます。

これは金額的には非常に小さいのですが、この委員会を通じてサポートしていただいた地元センターの相談員さんもしっかりしておられて、こういう契約書でこういうやり方で、随分と消費者にとっては紛らわしい。両契約が、一体のようなものになっているというご指摘

もあって、私のほうとしても業者さんの社長さん、あるいは顧問弁護士さんに、これはきちんと契約書も分けてわかりやすいようにしないと、問題が生じるんじゃないですかということを助言しまして、業者さんのほうも、仮登録制度そのものを存続するかどうかを見直すとして、仮に存続させるとしたらきちんと契約書は分けて、もっとわかりやすくしますという約束をしていただいたので、あっせんとしては非常に意味があったのかなと思っております。以上でございます。

〇池田会長

吉田委員、どうもありがとうございました。 ただいま説明いただきました点につきまして、ご質問等ございますでしょうか。 はい、どうぞ。

〇今井委員

2点ばかりご質問させていただきます。別の視点でもう1点。

この業者さんはこのあっせんを経られて改善するというように言っておられるので、その 点も含めてよかったなと思うんですけれど、いかにも消費者を誤解させやすい、誤解を導く というシステムであると思いますが、同じような同種の業者さんもやっぱりこのような仮登 録とか本登録というシステムをとられているところが多いんでしょうか。

〇吉田委員

ちょっと私もその辺のところは情報がないんですけど、どうですか。

〇神山消費生活センター課長補佐

すみません、事務局なんですけども、実際に多いかどうかというのが、申しわけないです、 データとしてございませんので何とも言えないんですけども、今回の業者さんの関係してる フランチャイズというんですかね、そういったところの店舗で聞いた話によると珍しいとい うふうには、実際に数が多いかどうかはちょっとわからないんですけども、そういった制度 をしてるのは余りないというようなことはおっしゃってる話はお聞きしました。ただ、これ がほかの事業者さんとかがそういう制度をとっておられるかどうかというのは、すみません、 ちょっと把握できておりませんので申しわけないです。

〇吉田委員

先ほど高森先生から苦情審で質問を受けたことについて、ここで、改めて補足させていただきますと、概要書面というのは契約が2つとしたら両方とも渡さないといけないと我々は思っていて、概要書面がないからクーリングオフの期間は進行しないんだと、それによって、返さないといけないのではというようなことを我々も先走って業者の顧問弁護士さんに言ったのですが、その点については契約金額、仮登録は3万円であると、政令で5万円以上でないと特商法上の適用は受けないので、仮登録は、クーリングオフというのを認めているけれども、概要書面の交付はないというようなこともありました。

我々がその他申し上げたのは、ここからは法律上の問題点ですけれど、仮登録は、期間を 別に何カ月とか限っていないのです。その点で、仮登録の中途解約の精算もあるのではない かということも言ったのですが、結局特商法上の適用を受けないと、政令で5万円以上でな いと、ということであっさりかわされたような経過がありました。最終的には一体性という ことは業者さんも納得せざるを得なかったという経過がございます。 以上です。

参考)

特定商取引に関する法律施行規則(平成二五年二月八日内閣府・経済産業省令第一号)抜粋 (特定継続的役務提供における書面の交付等)

第三十二条 法第四十二条第一項の規定により特定継続的役務の提供を受けようとする者又は特定継続的役務の提供を受ける権利を購入しようとする者に対して交付する特定継続的役務提供等契約の概要について記載した書面には、当該特定継続的役務提供等契約に係る次の事項を明記しなければならない。

イ~リ(略)

ヌ 特定継続的役務提供に係る前払取引 (特定継続的役務提供に先立つてその相手方から五万円を超える金銭を受領する特定継続的役務提供に係る取引をいう。以下同じ。) (略)

〇池田会長

特商法上の改正で、こういう結婚の情報サービスも視野に入ってきているところですが、 今ご指摘いただいたところが経済産業省令のほうかもしれませんので、その辺はまた議事録 のほうで相応の対応をさせていただければというふうに思います。

そのほかはいかがでしょうか。よろしゅうございますか。 はい、どうぞ。

〇髙森委員

特定商取引法の特定継続的役務提供という特殊な6業種に限っているサービスの中に入ると思うんですけれど、本当にこの業界というのはなかなか行き届いた法律の遵守というのが難しい業界でありまして、抜け道を使っているところが多いのです。今後、改善をしていただいたということを、どこまで大阪府さんのほうで調査していただけるのかなと、そこの結果がなければ、やります、やりますというところだけで終わってしまうのかなというふうに感じたのですけれど、いかがでしょうか。

〇神山消費生活センター課長補佐

今のご質問ですけれども、今回は、あくまでもあっせんということですので、当事者の間での和解が成立したということで、話の中で契約書面の改善をいただけるということにはなっておるんですけれども、それについて何ら強制できるような立場ではないのです。

ただし、確認はさせていただこうと思っております。ただその点について公表するとかというようなことは、ちょっとできないという部分もございます。

〇高森委員

そこまでの必要はないかと思うのですが、やはりあっせんでこれだけの結果を導いていただいているということについては、その後きちっとした改善に向けた方向性が見えてこないとちょっと意味合いが半減するかなと思いますので。指導とかそういう意味ではなくて、大阪府さんとして引き続き改善をしていただけたかどうかの結果を見ていただけるよう、業者さんに書面を一度提出してみてくださいとかといって確認をいただくとか、そういったことまではおできになるのかなというところはいかがでしょうか。

〇神山消費生活センター課長補佐

そうですね。今おっしゃっていただいたとおり、任意にはなりますけれども、その辺の確認はフォローしていきたいと思っております。

〇髙森委員

お願いします。

〇池田会長

貴重なご意見ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。よろしゅうございま すか。

なお、従前よりこのあっせん調停に係る事案につきましては、結果を含めまして公表するような扱いになっております。先ほど吉田委員がご指摘いただきましたように、業者にもその点についての説明をあっせんの際にしていただいているというところでございますけれども、最終的にはお手元にありますものについて、それぞれの申告者、事業者双方に対して示した上で、場合によってはこの内容だと個人情報に若干かかわる面があるとか、あるいは事業者としても事業者の特定にかかわるところがあるというような指摘があれば、多少柔軟に対応する必要がございますので。その点も含めて、内容については会長一任ということでお諮りしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」)

はい。では、そのように扱わせていただきます。ありがとうございます。 それでは、お手元の議題の5、その他となっています。 これについては事務局から、まずは説明をいただきます。お願いいたします。

○義永消費生活センター主査

事務局の義永でございます。私からは資料5についてご説明を申し上げます。

平成26年度消費生活センターの当初予算における概要説明をさせていただきます。

本予算は、今月の24日から開催の府議会へ上程される予算案の案件の一つでございますことをご承知おきください。既に、大阪府のほうではオープン府庁ということで、いろいろ財政のほうで査定が入っている数字等でホームページ上でも公表されている内容でございますけれども、改めてこちらのほうでは数字等を公表させていただきたいと思っております。

まず、大阪府のほうでは府の予算を組む場合には性質別ということで2つに区分しておりまして、経常的経費予算と政策的経費予算に区分しております。

1枚目につきましては経常的経費の予算でございます。消費生活センター、消費者安全法でいうセンター機能部分における核となる部分の事業でございます。また、中核センターとして事業を行う経費になっております。

センターとしましては4つの区分に大きく分けておりまして、消費生活相談事業、この事業の中には、業務委託で発注しているものがございます。相談事業、そして商品テスト事業を含めております。次に、消費者啓発事業としまして「くらしすと」の発行、消費者に対する啓発の講演会などをやっている事業でございます。そして、事業者指導費ということで条例、そして特商法などの適正な運用を図るための体制をとっている費用等です。ここに記載

している1から6番までの事業につきまして予算要求をさせていただいております。それら を除いた事務所の運営費でございますけども、施設の管理費、家賃、また事務費などについ ては、その他の項目に含めさせていただいております。

数字のほうにつきましては、こちらの右側に記載させていただいておりますとおり、一般 財源としましてトータル 1 億3,804万5,000円、特定財源として709万8,000円とさせていただ いております。

この特定財源というのが、先ほどお配りしております「くらしすと」等など大阪市消費者センターと共同で事業を行っている部分でございますので、その分の経費負担ということで709万8,000円になっております。これらを含めまして、トータル1億4,595万3,000円とさせていただいております。

ここには記載はさせていただいていないのですが、参考に申しますと、昨年度の当初予算、経常的経費に係る部分が 1 億4,939万5,000円でございます。数字が若干下がっておりますけれども、府の財政が厳しい状況で続いております。昨年度当初に比べ、まず本予算につきましては 5 %の一律カット、シーリングが行われましたことを申し上げます。また、本年 4 月から消費税の改定がされ、5 %から8 %にアップされておりますので、業務委託や役務、そして物品購入費などにおいて消費税アップ分が考慮されておりますところでございます。

そういった主な要因がございますが、若干ながら、昨年度の総額に対して344万2,000円ほどの減額になっておりまして、率でいきますと97.7%の予算となっておりますことをご報告申し上げます。

2枚目の説明をさせていただきます。

こちらのほうは政策的経費に係る事業一覧でございます。

2枚目に記載しております事業につきましては、全て国からの交付金であります、消費者 行政活性化基金の事業でございます。上段のほうから説明をさせていただきます。

毎年度、活性化基金につきましては、市町村の基礎的な取り組みに対する支援事業費としまして市町村に補助金を拠出しております。市町村の生活相談員さんの人件費、また啓発等、市町村のほうでもやっていただいているのですけれども、2億1,112万9,000円計上させていただいております。それと、中核センターとして補完するため、府の消費生活センターで行います市町村の相談員、行政職員に対するレベルアップ事業、それから府の消費生活相談員の専門化をなお一層高めるための研修事業等をやっております。

そして、今年度も行っておりますが、高齢者向けの啓発事業、若者向けの啓発事業、そして事業者指導にもかかわるのですが、消費生活関連法令の啓発事業、これらの取り組みにも次年度は取り組んでまいりたいと思っております。トータルで3億1,436万円計上させていただいております。

欄外に他部局でもこの活性化基金を活用した取り組みがされております。食の安全推進課、 そして金融啓発で金融課が取り組んでいます。また、振り込め詐欺などの対策として、大阪 府警本部もこの基金を活用して予算を計上している次第でございます。

次に、3枚目、4枚目の説明をさせていただきます。

先ほど2枚目の説明をさせていただいたところですけれども、地方消費者行政活性化基金、こちらのほうが3年連続でございますが、再々々延長ということで、消費者庁のほうから全国に通知がされております。3枚目の資料でございますけれども、国のほうでは緊急経済対策費として、25年度補正予算となっております。この補正予算につきましては先週の国会ですけれども、平成26年2月6日に無事成立しましたことをご報告申し上げます。

そこで、消費者庁のほうでは、全国枠としまして15億円用意されたところでございます。

取り組み内容につきましては、課題となっておりますけれども、この補正に対応する事業としましては、中段に書かれております食品表示等問題への迅速、適切な対応、それから身近な消費生活相談体制の強化、そして消費者問題解決力の高い地域社会づくりという3本柱に、積極的に使用してほしいというモデルでございます。従来の基金事業、これも引き続き取り組めるようになっています。全国枠で15億円、そのうち人口割合で大阪府には、9,000万ほどの新たな基金への追加配分ということで積み増しされる予定でございます。

次に、4枚目の説明をさせていただきます。

地方消費者行政活性化交付金30億円となっております。30億円の下に26年度当初予算となっております。先ほど緊急経済対策費として補正がされましたけれども、それとは別に、国のほうで、平成26年度当初予算で全国枠として地方配分額30億円の確保が予定されております。成立のほうはまだでございまして、見通しとしては3月になろうかと思っております。この当初予算につきましては、これまでの基金に積み上げされるところでございますが、先ほどの緊急経済対策と同じように食品表示偽装の問題、それから高齢者消費者被害に対する地方が行う高齢者被害防止対策でございます。そういったことを取り組んでほしい措置として中段に掲げております。

これまで着実に実施してきた消費生活相談体制の維持・充実を引き続き下支えをする経費、そして消費者問題解決力の高い地域社会づくりとしまして、地域の多様な主体的影響及び消費者教育・啓発の推進等により、地域社会全体と消費者自身の対応力を強化してほしいと、そして3つ目に、国と地方のコラボレーションによる先駆的プログラムとなっております。実はこの3番の国が示す予定でございます先駆的プログラムにつきましては、現在のところ地方のほうには、まだどういった事業か具体的には示されておりません。

国は、今後、各年度当初予算で、この地方活性化基金につきまして積み増しを図っていき たいという意向を示しております。今後も基金による事業の継続を図る方向であることをご 報告申し上げまして、資料5のご説明を終わらせていただきます。

以上でございます。

〇池田会長

ありがとうございます。資料の5に基づいてご説明いただいたと思うのですが、この点に つきまして、委員の皆様の何かご質問ございますでしょうか。 どうぞ。

〇花田委員

どうもありがとうございました。花田でございます。私、今回から参加させていただきま す。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、今のご説明をお聞きしておりまして、3ページ目、4ページ目に共通して出てくる「消費者問題解決力の高い地域社会づくり」というのがございます。2ページを見ますと消費者問題解決力の強化に関する事業というのをおやりになるというのが出ておりますし、それからセンターの事業のところでも啓発事業というのがございます。中を見ますと、例えばステッカーですとか、それから研修会、若者向け啓発、高齢者向け啓発ということですけれども、啓発の中身というのが、なるべくいろいろな形で人に届くような啓発事業をしていただきたいなというのをすごく切に願います。例えば振り込め詐欺の防止ですと、ATMのところとか、金融機関の窓口とか、水際でとめると、とても効果があるというふうに聞いていますが、一方で単に研修会とかなどでは、果たして効果があるのかなというのが若干疑問に

思うところでございますので、ぜひ今までやっていらっしゃったことに加えて、いろいろな 形で啓発をしていただくというのをお願いしたいと思います。

1つお伺いしたいのですが、2ページ目の若者向け啓発事業のところに、大学生による消費者啓発に関するサークル活動とか高校生のクラブ活動というのがあるのですが、とてもおもしろいなと思いますが、こういうクラブとかサークルが実際にあるのでしたらどういう活動をされているのか教えていただけますでしょうか。

〇向井消費生活センター課長補佐

申しわけございません。本日お配りしている内容ではないのですけれども、前回、24年度 の消費生活センター事業の概要等をお手元にお配りさせていただいております。また、お戻 りになられましたらお開きいただければと思いますが、そちらに大阪府の啓発事業について まとめさせていただいております。

例えば大学生による消費者教育事業というものにつきましては、若者の悪質なマルチ商法 やキャッチセールスによる被害の未然防止を図るために、大学生または高校生向けの消費啓 発を実施していただいております。大学名といたしましては、ご参加いただいておりますの が摂南大学、大阪学院大学、大阪産業大学、大阪府立大学、大阪経済大学、大阪大学、桃山 学院大学、大阪芸術大学、この8つにつきましては、平成24年度ご参加いただいております。

例えば摂南大学さんですと、劇団「歯車」というのがございます。キャッチセールスについての劇をしていただいたりしました。大阪産業大学さんにつきましても劇団「我楽多」というのがございまして、こちらもキャッチセールスですとか訪問販売ですとか、そういうことにつきまして学校での学園祭であったり、新歓のときであったり、そのようなときに演劇をしていただき、学生による学生に対する啓発ということで活動をしていただいています。

また、高等学校につきましても、大阪府立みどり清朋高等学校のパソコン同好会さんが、 携帯電話の危機というものを同じ学校の皆さんに啓発されているというのもございますし、 大阪府立生野高等学校さん、こちらは家庭科部・ラジオ・コンピューター部というのがございまして、そちらが学園祭での調査発表ということで、スマートフォンに関する研究を出していらっしゃるというのもございます。これ以外にも大阪府立の茨木西高等学校、高槻北高等学校、春日丘高等学校、富田林高等学校、豊中高等学校、それぞれのところが、学校家庭クラブなどの活動を通じまして、自らの学校の中でいろいろな啓発活動を行っていらっしゃる、研究発表を行っていらっしゃるというのがございます。こちらに対しまして、大阪府からご支援をさせていただいているということになります。

〇花田委員

どうもありがとうございました。今、お聞きしていて思い出したことがあるのですが、例えばいじめを防止するというときに、小学生に自分たちにいじめ防止のキャンペーンとか、劇とかというのを考えてやってもらうということですごく効果が出ているという話があったかと、消費者教育に関しては、ネットに関連したことというのはもう小学生ぐらいから被害に遭っているというような話も聞きますので、ぜひ小学校、中学校あたりもそういう活動を支援してさしあげたらいいのかなと思いながらお聞きしておりました。すみません、自分の大学の活動を気がついていなかったというので大変恥ずかしく思っております。今度学生に聞いてみようと思います。どうもありがとうございました。

〇池田会長

限られた予算の中でいかにパフォーマンスを上げていくかという点につきまして、種々ご 意見、ご指摘をいただいたところかと思います。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

〇吉田委員

弁護士の吉田でございます。大阪弁護士会では、25年度の秋から、先ほどからも問題になっております高齢消費者被害というのがたくさん出ておりますので、重点的な課題として取り組んでおり、大阪弁護士会の消費者保護委員会と高齢者・障害者委員会がタッグを組んで、高齢消費者PTというのをつくりました。

そこで、府のほうにも届いているかと思いますが、弁護士会として大阪府知事宛てと、直接的には市町村ですが、先ほどから消費者庁が取り組もうとしておりますいわゆる高齢者消費者被害のための見守りネットワークです。これを府下の全市町村に対してつくってくださいという要望書をお出ししました。知事宛てには、そのバックアップをぜひ府のほうでしてくださいというお願いを2月6日付で発送しておりますので、多分府のセンターのほうもお目通しのことだと思うのですが、私は高齢消費者被害PTの座長をさせていただいており、今、興味を持っていただいた市町村のほうに出向いて意見交換会をさせていただいています。

具体的には和泉市さんですが、市のほうで地域ごとの見守りネットワークをつくっていくということに興味を持っていただいて、計画を進め、先行的に動こうとしております。第一次的には、直接地域の団体等と接触のある市の消費者行政部門とか福祉部門とかと連携を組んでいただいて、あるいは地域社協とか介護事業とかを巻き込んでいただいて、そういうネットワークというのをつくっていくということが必要だと思いますので、市町村回りをしようとしているのですけれど、そこで関係している方にも意見を聞いたりすると、やっぱり市のほうで具体的に動き出そうとすると、弁護士会からの意見書も一つのきっかけですけれど、府のほうからもぜひ府下の市町村に、こういうネットワークづくりを推進してくださいというような通達というか、そういうものが欲しいという声も聞いております。消費者センターの相談員さんなんかで必要性を感じられて一生懸命やろうとしても、上のほうが動いていただくためには、どうしても具体的な府からのお願いというか、要請があれば、また役所として動く対応が違うのでということ声を聞いておりますので、ぜひ府のほうからも府下の市町村に向けて見守りネットワークですね、そういうことを推進してくださいという通達を出していただけたらありがたいかなと思っております。

また、それから、府下でどこまでそういうネットワークづくりが進んでいるのかということについても、ぜひ府のほうでも関心を持っていただいて、それを把握していっていただいてより進めていただきたい。我々は府下の市町村に全部そういうものをつくってもらうつもりで動いておりますので、弁護士会のほうはそういう体制を組もう、会としてやろうということで理事者のほうにも了解を得ております。ですので、我々のほうが出向いて積極的に働きかけをしていきますので府のほうもぜひバックアップしていただいて、大阪府下の全市町村で見守りネットワークがつくられて機能していったら、非常に消費者被害の救済なり予防なりに有効だと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

以上です。

〇池田会長

ありがとうございます。今後とも弁護士会等を含めた外部連携の強化という点で貴重なご 指摘をいただいたところです。

それで、1点、私忘れていたところを思い出したのですが、先ほど基本計画、それから消費者教育推進計画絡みで部会を設置し、議論いただくわけですが、委員の皆様方につきましては、今種々ご意見をいただいているところですけれども、本日の限られた時間の中ではなかなか意見の開陳をいただけない部分もあろうかと思いますので、できましたら事務局のほうに2月中をめどに、先生方のそのあたりのご意見をご提出いただければというふうにお願いしたいと思っております。ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

そこで出てきた内容については部会の中で活用させていただき、種々議論した上で検討させていただきたいと思います。なお、部会の委員にこのメンバーの中からお願いをする方が出るかと思いますが、大阪府の行政委員の報酬に比べれば極めて些少な手当でございまして大変心苦しいわけでございますが、もし事務局を通じてお願いに上がります際には、どうぞ快くお引き受けいただければというふうに思っている次第でございます。すみません、私のコメントを挟ませていただきましたが、ほかにご意見ございますでしょうか。どうぞ。

〇髙森委員

消費生活相談員の養成、レベルアップというのが、二、三カ所載っておりますけれども、レベルアップについては弁護士さんとかによる専門家研修というのは容易に想像がつくのですけれども、相談員になろうとする人を相談員にするための養成講座というか、そういうことに対して具体的な特徴とか、こういう点で充実させているというのがございましたら教えてください。

〇向井消費生活センター課長補佐

高森委員からのご質問で、相談員養成の部分ですけれども、この予算につきましては活性 化基金、21年度から24年度までの継続事業につきましては予算化というか、国から手当てが されておりましたが、養成については、この基金を充てることができなくなっておりまして、 相談員の養成をもし各自治体がやろうとすれば活性化基金以外の予算で独自でやっていただ くことになっております。ただし府の相談員もそうですけれども、相談員資格がございます。 相談員の配置の際は資格を持った方の配置をよろしくお願いしますと、そしてこれまでお勤 めになっている有資格者の相談員の継続雇用につきまして、消費者庁からも引き続き長く雇 用をお願いするように要請がございますので、我々も市町村にはその旨をお願いしています。

〇池田会長

そろそろ時間が来ているかと思いますが、なおご質問等がもしありましたら、よろしゅう ございますか。

それでは、先ほどお願いしました件につきまして、どうぞご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日は、委員の皆さん方から具体的、かつ非常に貴重なご意見を賜りました。改めて厚くお礼を申し上げたいと思います。昨年から種々いろいろと消費者行政に絡む形で諮問、答申、その中の議論で、ようやく大阪府としても大きな基本計画の策定に進んでまいります。今後とも先生方のご協力のほど賜りたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事はこの程度で終了するということで、事務局のほうにバトンタッチ をさせていただきたいと思います。

○義永消費生活センター主査

池田会長並びに委員の皆様、ありがとうございました。

閉会に当たりまして、田中消費生活センター所長から挨拶をさせていただきます。

〇田中消費生活センター所長

本日は、長時間にわたりましてご議論いただきましてありがとうございました。

先ほど会長からございましたが、基本計画については皆様方のご意見が十分に反映したものとしたいと思っておりますので、ご意見のほう、2月中ぐらいでいただけましたらありがたいと思っております。3月には部会を発足させていただいて、タイトなスケジュールではございますけれども、8月中に基本計画の案をまとめさせていただけたらと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それから、私から言っていいかどうかわかりませんけれども、条例検討部会のときにもオープンな形でご議論を頂くため、委員の方々には自由に来ていただいてご覧いただいておりましたから、部会が正式に発足してからの話にはなりますけれども、そういう形でオープンにやっていきたいと思っておりますので、お時間が許す限り、また傍聴にでも来ていただけたらと思っております。

それでは、今後とも消費者行政の推進につきまして、ご協力、ご審議いただきますようよ ろしくお願いを申し上げまして私のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○義永消費生活センター主査

以上で閉会とさせていただきます。ありがとうございました。